

特 約

(共通仕様書)

第1条 工事請負契約書第1条の規定による土木工事共通仕様書は、西条市土木工事共通仕様書（以下「工事仕様書」という。）の例によるものとする。

2 発注者とは、市長の委任を受けて契約を締結する権限を有する契約担当者という。

第2条 工事仕様書に記載する事項のほか、次項から第15項までの規定を厳守するものとする。

2 受注者は、工事着手前に、工事施工に関連する漁業組合、水利組合、隣接利害関係者その他関係機関に連絡し、当該工事の施工について承認を得た上でなければ着手してはならない。

3 受注者は、工事施工に伴う仮設物、材料置場、材料運搬路等私有地を借用する場合は、事前に関係所有者と話し合い、貸借関係を締結の上でなければ着手してはならない。もし貸与者とトラブルが発生した場合は、受注者において措置するのは当然であるが、必要により市が仲介を行う場合、受注者は市の裁定に服するものとする。

4 受注者は、工事施工区間中に埋設物（上下水道、地下海底ケーブル）又は添加物（電線、電話線）等の介在する場合は、事前に所属の関係機関に連絡し、当該工事の施工について承諾を得、立会いのもとで行わなければならない。また、工事施工中これらに損害を与えた場合は、受注者において一切の損害を補償するものとする。

5 切取掘削工事においては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に従い、安全を確認の上行い、機械掘削については余分の掘削を慎み、地山に余分の振動、衝撃を与えないよう配慮して行うものとする。

6 交通禁止の必要あるときは、速やかに届け出て、承認を得た上で行うものとする。

7 受注者は、工事施工中、一般通行者に対して交通の安全を阻害しないよう万全の対策を講ずるものとする。また、設計に指定された交通誘導警備員は常駐して厳正な交通管理を行うと共に保安施設、安全施設等について万全の措置を講ずるものとする。特に、夜間照明設備、赤色灯及び警戒標識の設備配置に万全の措置がないよう厳重に行い、工事責任者、係員は、絶えず確認を行うものとする。

8 受注者は、設計に計上されていなくても、前項に準じ交通の安全に万全を期すとともに交通禁止区間については、許可条件を厳守し、違反なき手段を講ず

るものとする。

- 9 発注者の指示に違反し、安全を阻害したことによる損害については、受注者において負担するものとする。
- 10 工事施工期間中の道路維持管理は、受注者の責任において実施するものとし、それに要する費用は受注者の負担とする。
- 11 工事期間中において、注意報、警報が発令された場合、あるいはそれを予知した場合は、工事の手戻り、災害の防止に万全の対策を講ずるとともに、市に措置を報告し、その状況を撮影しておくものとする。同時に工事全般にわたり出来形を撮影し、万一災害を受けても出来形が確認できるよう措置するものとする。
- 12 受注者は、工事施工に当たり、労働者の安全確保には、万全の措置を講じ労働安全、衛生規則、安全基準に違反しないよう受注者において責任ある現場管理者を常駐せしめるものとする。
- 13 受注者は、工事現場において、事故が発生した場合は、速やかに市長及び関係機関に報告するとともに迅速に必要な措置を行うものとする。
- 14 受注者は、工事着手前に、設計図書に基づき設計展開図を描き、また丁張りを架設し、現場と照合して疑義あるときは直ちに監督員の指示を受けるものとする。なお、工事中において工事進捗に伴い設計展開図に工程を記載し、工事進捗状況を明確にしておくものとする。さらに、工事の変更指示があったときは、変更展開図を描き、また工事完成したる時は出来形展開図を作成しそれぞれ提出するものとする。
- 15 受注者は、工事受注後速やかに工程表を提出し、承認を受けるものとする。なお、工程遅れによる段取り変更時及び工法変更時には工程表を再作成し承認を受け、工期内完成に努力するのは勿論であるが、工事完成時にはその工事の工程表を作成し提出するものとする。

（市産出資材の愛用）

第3条 受注者及び受注者の下請負者が本工事に使用する資材等は、県産品愛用運動推進の一環として、規格、品質、価格等が適正である場合にあっては市内において製造される資材を、これらに該当するものがない場合にあっては市内業者が販売するものを優先して使用するものとする。

（雇用の安定確保）

第4条 受注者は、西条市発注の建設工事の施工に当たっては、下請負者及び労務者の雇用は地元下請負者及び労務者を積極的に雇用するものとする。

（下請負者）

第5条 受注者は、請負代金の2分の1以上の額に係る工事を一の下請負者に請け負わせて施工しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければな

らない。下請負者（再下請負者を含む。以下同じ。）が、自己の請負代金の2分の1以上の額に係る工事を一の下請負者に請け負わせて施工しようとするときも同様とする。

2 下請負契約の締結に際しては、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号）を遵守するものとする。

（設計変更等）

第6条 設計変更等については、工事請負契約書約款第18条から第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-14に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約に係る設計変更ガイドライン」によることとする。

（提出書類等）

第7条 受注者は、工事関係の書類を提出するときは、西条市ホームページ掲載の参考様式を使用することができる。